第二条に見出しとして「（農業保険）」を付し、同条中「農業災害補償は、農業共済組合」を「農業保険は、農業共済組合若しくは農業共済組合連合会」に、「共済事業、農業共済組合連合会の行う保険事業」を「農業共済事業若しくは農業共済責任保険事業又は農業経営収入保険事業」に改め、同条に次の一項を加える。

国は、農業者の農業保険への加入が促進されるよう、農業者の適切な選択に資する情報の提供等に努めるものとする。

第三条に見出しとして「（法人格）」を付し、同条中「農業共済団体」を「農業共済団体」に改める。

第四条に見出しとして「（名称）」を付し、同条中「なる」を「という」に改める。

第五条に見出しとして「（区域）」を付し、同条第一項中「第五十三条の二第四項の」を「第七十三条第四項に規定する」に、「の特定組合にあつては」を「に規定する特定組合にあつては一又は二以上の」に改め、同条第二項中「都道府県」の下に「又は全国」を加える。

第六条に見出しとして「（住所）」を付する。

第七条に見出しとして「（登記）」を付し、同条中「この法律」を「前項」に、「これを以て」を「、これをもつて」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

農業共済団体は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第八条に見出しとして「（事業年度）」を付する。

第九条及び第十条を削る。

第十一条に見出しとして「（印紙税の非課税）」を付し、同条中「農業災害補償」を「農業保険」に改め、同条を第九条とする。

第十二条に見出しとして「農作物共済の共済掛金の負担）」を付し、同条第一項を次のように改める。

国庫は、農作物共済につき、水稲及び第九十八条第一項第一号の政令で指定する食糧農作物に係るものにあつては、第百三十六条第一項に規定する共済目的の種類ごとに、農業共済組合の組合員、第二十条第四項の規定による全国連合会（全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会をいう。以下同じ。）の組合員又は第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者（以下「組合員等」という。）の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、当該組合員等に係る第百三十七条第一項の基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

第十二条第二項中「第百六条第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類等ごと及び第百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別ごと」を「第百三十六条第一項に規定する共済目的の種類ごと」に、「その者が組合員となつている農業共済組合又はその者と当該共済関係の存する市町村に係る同項の農作物基準共済掛金率及びその農業共済組合又は市町村に係る」を「当該組合員等に係る第百三十七条第一項の基準共済掛金率及び」に改め、同条第三項中「第百六条第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類等ごと及び第百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別ごとに、農業共済組合又は第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村（以下組合等と総称する。）に係る第百七条第一項の農作物基準共済掛金率をそれぞれ次表」を「第百三十七条第一項に規定する共済掛金区分ごとに、同条第二項の共済掛金標準率を次の表」に、「各級に区分して遡次に当該」を「部分に区分し、それぞれ同表の」に、「農作物基準共済掛金率で」を「共済掛金標準率で」に改め、「商に相当する」を削り、同条を第十条とする。

第十三条に見出しとして「（共済掛金に係る負担金の交付の方法）」を付し、同条第一項中「が組合等」を「が農業共済組合、第百条第一項から第三項までの規定により共済事業を行う全国連合会又は第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）」に改め、同条第二項中「第五十三条の二第四項の特定組合」を「第七十三条第四項に規定する特定組合及び全国連合会」に、「属する農業共済組合連合会」を「属する都道府県連合会（全国連合会以外の農業共済組合連合会をいう。以下同じ。）」に、「当該農業共済組合連合会」を「当該都道府県連合会」に改め、同条第三項中「第五十三条の二第四項の特定組合」を「第七十三条第四項に規定する特定組合又は全国連合会」に改め、「当該特定組合」の下に「又は全国連合会」を加え、同条を第十一条とする。

第十三条の二に見出しとして「（家畜共済の共済掛金の負担）」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一」を「二分の一（に、「その五分の二」に改め、同条を第十二条とする。

第百四十九条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条中「、これを」を削り、同条を附則第一条とする。

第百五十条を削る。

第百五十条の二に見出しとして「（新規開田地等）」を付し、同条第一項本文中「新規開田地等」を「「新規開田地等」に、「行なう」を「行う」に、「第十五条第一項第一号及び第十六条第一項ただし書」を「第二十条第一項第一号」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同項ただし書中「都道府県知事」を「行政庁」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第二項中「第百四条又は第百四条の二第三項の場合において、これら」を「第百三十五条」に、「都道府県知事」を「行政庁」に、「すべて」を「全て」に、「かんがみ」を「鑑み」に、「は、存しないものとする」を「を成立させてはならない」に改め、同条を附則第二条とする。

第百五十条の三に見出しとして「（家畜の損害防止に係る交付金の交付）」を付し、同条第一項中「政令の」を「政令で」に、「農林水産大臣の」を「農林水産大臣が」に、「つき第九十五条」を「つき第百二十六条（第百七十二条において準用する場合を含む。）」に改め、「第百三十二条第一項において準用する第九十五条の規定による指示をした」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条を附則第三条とする。

第百五十条の三の二から第百六十条までを削る。

第百四十八条中「これを」を削り、本則中同条を第二百三十一条とする。

第百四十七条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　第七条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

第百四十七条第四号中「第三十三条」を「第四十条」に改め、同条第五号中「第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第三十七条」を「第四十八条第一項、第四十九条第一項又は第五十条」に改め、同条第六号中「第三十九条第一項若しくは第四十条第一項」を「第五十二条第一項若しくは第五十三条第一項」に、「第三十九条第二項若しくは第四十条第二項」を「第五十二条第二項若しくは第五十三条第二項」に改め、同条第七号中「第四十一条第四項（第四十五条第四項」を「第五十四条第四項（第六十一条第四項」に、「第四十二条の三第四項」を「第五十七条第四項」に改め、同条第十四号中「第九十一条（第百三十二条第一項」を「第百二十一条（第百七十二条」に改め、同条第十五号を削り、同条第十三号を削り、同条第十二号中「第五十五条の四第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十一号中「第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項」を「第八十条第一項又は第五十五条の二第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十号中「第五十五条の二第一項」を「第八十条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「第五十五条又は第五十七条に掲げる」を「第七十九条又は第八十五条に規定する」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「第四十九条又は第五十条第二項」を「第六十八条又は第六十九条第二項（これらの規定を第九十三条及び第九十四条第三項において準用する場合を含む。）」に、「農業共済組合の合併」を「合併又は事業譲渡」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号の二中「第四十三条第四項」を「第五十八条第四項」に改め、同号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　第六十二条から第六十四条までの規定に違反したとき。

第百四十七条第十六号を削り、同条第十七号中「第百四十二条の五」を「第二百十条」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十八号を同条第十七号とし、同条を第二百三十条とし、同条の前に次の一条を加える。

第二百二十九条　農業共済団体又は受託者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その農業共済団体の業務又は受託者の受託した業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その農業共済団体又は受託者に対しても、同条の刑を科する。